

MNF保安規定 コメント回答表（４）（20211012面談時コメント）

三菱原子燃料株式会社

NRA 管理番号	コメント	回答
1012-01	○コメント0909-8の回答について、モニタリングポスト位置図については、回答のとおり、保安規定の該当条文と紐付け、適切な図面を補正にて追加すること。	保安規定の該当条文 第54条（線量当量等の測定）と紐付け、モニタリングポストの位置を示した図を補正にて追加します。
1012-02	○補正申請書 新旧P1第8条で設計想定事象、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊について「設計想定事象等」という単語を定義しているが、後段の条文では、今回修正したP5第17条以外の条文については、第22条2（3）や第24条2（1）などは設計想定事象等の内容が分割し並列記載されたままであるが、修正抜けてはならないのか説明すること。	設計想定事象等のように「等」が付いた場合は、第8条に記載のとおり、「火災及び爆発等の設計想定事象と重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）」としています。これは、保安規定審査基準をベースにしております。 一方で、第22条2（3）や第24条2（1）では、訓練関係につき、ではなく個別に記載するため「等」を付けずに記載しております。こちらは加工規則第7条の4の3をベースにしております。よって修正抜けてはございませんが、全体の記載を確認します。
1012-03	○補正申請書 新旧P3第9条（4）3）の記載については、「3）制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置する。」とあるが、これは設計・開発の話なので、同条の他の記載と同様に語尾を「・・・設計とする。」とすること。第7次設工認の記載のコピペではなく、保安規定の条文として要求の趣旨を踏まえて記載を適正化すること。	（設計・開発計画）第9条3）の語尾を「・・・設計とする。」に変更するとともに、要求の趣旨を踏まえて記載を適正化します。
1012-04	○補正申請書 新旧P9第36条2の「設備技術課長は、加工施設が運転されているときは、気体廃棄設備の運転により第1種管理区域を負圧に維持し、管理する。さらにウランの飛散するおそれのある部屋は、事故時においても負圧に維持するよう可能な限り管理する。」について、「加工施設が運転されているとき」とあるが、閉じ込め機能を運転している時に限定する理由を説明すること。 また、同条1では「加工施設を操作する場合」だが、この「加工施設を操作する場合」と「加工施設が運転されているとき」の違いを説明すること。	「加工施設の技術基準に関する規則」第十条（閉じ込めの機能）において、常時負圧状態の維持については、プルトニウム及びその化合物等を取り扱うものについて定めてあり、特段ウランについては常時維持について定められていないことから、従来の記載を踏襲し、「加工施設が運転されているとき」としました。 また、第1項の「加工施設を操作する場合」とは、人（作業員）が加工施設を操作する場合は、核燃料物質の漏えいがないように努めることを定めており、人の操作に主眼を置いた記載としています。 一方、第2項の「加工施設が運転されているとき」とは、加工施設の設備を運転している状態であるときには、第1種管理区域の給排気設備を常時運転し、核燃料物質を大気圧以下の部屋で取扱うことを定めており、設備の運転に主眼を置いた記載としています。
1012-05	○補正申請書 新旧P9第36条2の記載で部屋の外気に対する負圧「19.6Pa以上」の数値も読めるよう記載を修正すること。	保安規定条文 第36条（漏えい管理）にて、部屋の外気に対する負圧「19.6Pa以上」の数値も読めるよう記載を変更します。
1012-06	○補正申請書 新旧P9第36条3の記載は、「9.8Pa以上」は許可だと「フード等は、内部を排気することにより開口部の風速を0.5m/秒以上とするか、内部を室内に対して9.8Pa以上の負圧となるように管理する。」であり、保安規定本文上で「風速を0.5m/秒以上」の要求が読めるよう記載すること。（現状だと保安規定と下位文書の縛り内容に不整合がある。）	保安規定条文 第36条（漏えい管理）にて、「風速を0.5m/秒以上」の要求が読めるよう記載を変更します。
1012-07	○補正申請書 新旧P19の第11章のタイトル「第11章 設計想定次章に係る加工施設の保全に関する措置」について、このタイトルは以前の「火災防護活動」と「自然災害等発生時の保全活動」を削除して新設した物であるが、重大事故等の対処に係る章の「第12章重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動」と文構成はほぼ同様なのにタイトル名の付け方が違うのは何故なのか、「○○の保全に関する措置」と「○○の保全活動」の名称付与の考え方を説明するとともに、特に意図が無いのであれば記載ぶりを合わせること。	「核燃料物質の加工の事業に関する規則」の第8条（保安規定）第1項第14号「設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置に関すること。」から、第11章を「設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置」としましたが、第12章については従来の記載（重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動）を踏襲してしまったことから、第11章及び第12章の記載を統一し、第12章を「重大事故に至るおそれのある事故・大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置」に変更します。
1012-08	○補正申請書 新旧P9第42条第1項の記載（管理区域の定義）については、許可との整合性の観点で、保安規定本文記載するのであれば許可と記載を合わせるようコメントし、記載内容が適切な形に修正されたところだが、全体を通して確認すると、現状だと他の項の記載との平仄に問題がある。 したがって、第1項の管理区域の定義は同条第2項の記載ぶりを「法令に定める管理区域」を踏襲し、「法令に定める」の部分の管理区域の具体的設定値は補正の記載ぶりを踏まえた上で、下部規定に落とすなどの記載の工夫を検討すること。	第42条（管理区域の定義）第1項の管理区域の定義については、同条第2項の「法令に定める管理区域」を踏襲した記載に修正し、「法令に定める」の部分の管理区域の具体的設定値については、下部規定に規定します。
1012-09	○0909-24の更問 以前の資料では自然災害等発生時の保全「標準」となっているのに対し、今回は自然災害等発生時の保全「要領」となっているが、どちらが正しいのか？（0909-20、27も）	二次文書として、SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」があり、さらにその下位文書に三次文書としてSTD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動要領」があります。（二次文書が「標準」、三次文書が要領） 909-20、24、27については、三次文書としてのSTD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動要領」を記載しています。
1012-10	●設計想定事象等発生時の措置、設計想定事象等発生時の保全活動、設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置、設計想定事象等発生時の保全活動に係る体制の設備など保安規定全体で使い分けについて説明すること。規則上は、設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置となっています。	「設計想定事象等発生時の措置」については、加工規則に従い「設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置」に修正いたします。 「設計想定事象等発生時の保全活動」については、上記の措置として求められている「加工施設の必要な機能を維持するための活動」を意味しています。 また、「設計想定事象等発生時の保全活動に係る体制の整備」は上記の活動を行うために必要な体制の整備を意味しています。 上記を踏まえ、全体を見直します。
1012-11	●別表第1-1-①の（注4）について変更漏れではないか。「火災防護活動、自然災害等発生時の保全活動」の記載が残っている。	以下のように補正にて修正いたします。 「設計想定事象等発生時の保全活動に関する事項を含む。」
1012-12	●新旧対比表には、第●章、第●節を記載するかについて、統一した記載となっていない。	新旧対照表では、変更のない章、節、条文については記載を省略しておりますが、省略後の次の変更条文が、章や節の節目だった場合に章、節記載をするようにしていますが、わかりづらいため、章、節に関しては全て記載するようにいたします。
1012-13	●第31条第3項については、事業許可、設工認のどこの記載から変更されたものか。この記載では、どの様な作業に対する記載が理解できません。	本記載は、臨界防止に関する複数運転員による作業についてなので、第35条で読めることから、第31条第3項の本追記はしないこととします。
1012-14	●第31条第4項についても、この記載では、どの様な作業に対する記載が理解できません。	5次申請1611ページの事項について、第31条第4項に規定しましたが、本記載は粉末飛散、漏えい防止に関する記載につき、36条第1項にて読めることから、第31条第4項の本追記はしないこととします。

NRA 管理番号	コメント	回答
1012-15	<p>●添付1の設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備において、各事象の記載で、(1)体制の整備、(2)教育・訓練の実施、(3)資機材の整備について記載を分ける必要はないのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震について、体制の整備を担当部長の職務にすると第89条、第90条の規定と齟齬がでるのではないか。 ・地震について、教育・訓練を担当部長の職務にすると第24条、第25条、第89条、第90条と齟齬がでるのではないか。 ・地震について、資機材の整備を担当部長の職務にすると第89条、第90条の規定と齟齬がでるのではないか。 ・竜巻、内部溢水についても同様。 	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」の(1)体制の整備、(2)教育・訓練の実施、(3)資機材の整備について、各事象ごとに記載するのではなく、大項目ごとでまとめるようにします。</p> <p>また、地震、竜巻、内部溢水の項の担当部長の職務について、第24条、第25条、第89条、第90条と齟齬がないよう全体を見直します。</p>
1012-16	<p>●添付1の2.3の(1)の記載「通常時の業務体制で行う必要がある。」について、夜間・休日の対応を含めて説明すること。2.1降下火砕物及び積雪の(1)の体制を含めたものになるのではないか。</p>	<p>竜巻に関しては、竜巻予測システムにより常時監視し、操業時に発生予測が出された際には、関係者携帯メールへの通知及び構内一斉放送により周知され、迅速に対応するため、通常業務体制にて移動や固縛など必要な措置を講じます。</p> <p>夜間・休日など、操業していない際の対応としては、竜巻影響範囲内の影響物については、あらかじめ固縛や移動などを実施しておくことで対応します。</p> <p>降下火砕物及び積雪の対応については、操業時、夜間・休日を問わず、防災組織要員を招集しての対応となるため、竜巻対応体制とは異なります。</p>